

組合製絲に關する史的考察

——協同組合の企業的性格について——

角

玄

目 次

- 一、農村産業組合史の二つの流れ
 - 信用組合系統と組合製絲系統——
 - (一) 生絲の輸出開始と製絲業の變化
 - (二) 器械製絲の導入
- 二、農村産業組合史の二つの流れ
 - 信用組合系統と組合製絲系統——
 - (一) 組合製絲の誕生
 - (二) 組合製絲と蠶蠶業の關係
 - (三) 上州の南三社
 - (四) 信州の組合製絲
 - (五) 蠶蠶業發展の速度と組合製絲

一、農村産業組合史の二つの流れ

——信用組合系統と組合製絲系統——

日本の協同組合の主流は、周知のように、明治三三年産業組合法が公布され、この法律に準據する産業組合運動のなかに發展せしめられたといふことができる。地主・農民を構成員とする農村所在の協同組合はもちろんのこと、都市の中小商工業者を主體とする市街地信用組合も、勤勞市民を構成員とする都市購買組合も産業組合運動のなかに包含せしめられていたのである。

したがつて、産業組合の様相は、資本主義發展期におけるドイツの協同組合と同様に、多種多様のかたちをしめし、一色でぬりつづすことはできない。産業組合の發展史も、この種別の異なるごとに、その様相も異なつてくる。

(註) ドイツでは一八四九年ノユルノエ系統、一八五二年ライフアイゼン系統、一八七二年ハース系統の協同組合が設立され、夫々獨自の運営原則をあみだして多種多様の協同組合をうみだした。

なお、同じ農村産業組合といつても、その發展の經過からみれば、一つの流れのものではなく、いくたの系統からうまれてゐる。このうまれてた系統から農村産業組合を大別すれば二つの流れにわけることができると思う。

その一つは、明治の初期、官府の獎勵にもとずいて發生した勤儉貯蓄組合からでてくる信用組合の系統である。その二つは、生絲の輸出貿易の必要から發生した組合製絲の系統である。

前者の勤儉貯蓄組合は、明治六年地租の金納化にともなつて農民經濟が、資本主義社會の荒波のなかに放りだされ、その結果、徳川時代の社會あるいは義倉等による貯穀制度が、そのいきをうしない、それにかわつて、現金を貯蓄するといふ、いわゆる備荒貯蓄制度の一種としてうまれてたものである。たとえば、滋賀縣では、明治十年四月「備荒概則」として縣令をだし、その第一條に「此ノ備荒金ハ専ラ凶歲ノ公租ヲ補フ爲メニ豫積スルモノニシテ全ク地主各ノ私有タレハ之ヲ公有ノ社倉及ヒ共通ノ法仕金ト昆同ス可ラス」と規定して、各部落に備荒金を管理せしめたこと、また、大分縣の勤勉貯蓄組合準則、石川縣の貯蓄組合準則は、これらの事例であつて、當時、このような縣令は、全國各地に行われたものと思われる。そして、これらの貯蓄組合が、後年、産業組合法が施行せられたのち、信用組合に組織變更していつた事例を各地にみるのである。たとえば、「岩手縣に於て明治三七・八年日露戰役の交、貯金組合の設立を勧誘し、二百餘を得、時局終結後、之を信用組合に變更した如く」(岩手縣産業組合要覽による)信用組合普及の基礎をつくつたのである。

このように、信用組合發生の基礎的條件がとなつていたということは、その後における信用組合の發展に拍車を

かけ、産業組合といえは信用組合をいみするがごとく、産業組合發展の基となつた。しかも、その性格は、勤勉貯蓄組合の備荒制度からうまれたという、また、官府によつて哺育獎勵されたということから、保守的な、官廳的な色彩をつよくのこしてゐるのである。

後者の組合製絲は、以上の勤儉貯蓄組合の系統をひく信用組合とはことなり、生絲輸出の増大に刺戟せられて發生し普及したものである。そして、これらの組合製絲は、信用組合の系統とは別個に、昭和二年にいたつて大日本生絲販賣組合連合會（略稱、絲連）なる全國連合會を結成して、日本産業組合運動における特異なる様相をつくりあげた。それは、信用組合系統のように保守的ではなく、官僚に依存するという色彩もすくなく、獨自の發展のみちをたどつた。しかし、この組合製絲運動も、一般の製絲業が大規模化し、獨占化するにしたがつて、その存在のいきがすくなくなり、消滅してゆくのであるが、それが、日本の初期協同組合運動にのこした足跡をたどつて協同組合運動の一面の性格をさがしてみたい。

二、生絲の輸出開始と製絲業の變化

（一）器械製絲の導入

明治初年、生絲の海外輸出がひらかれて、生絲の需要が急激にたかまり、それによつて、わが蠶絲業は劇的な發展をなしたのであるが、それ以前におけるわが蠶絲業は、京都、桐生、八王子その他絹織物の名産地としてよばれる機業地を中心とするせまい範圍の蠶絲本地域を形成していた。したがつて、養蠶と製絲のいまだ分離しない家内工業製品、生絲で、十分その需要はまかなわれ、附近の蠶絲業に依存する、機業地帯をつくりだしていた。しかし、京都を

中心とする西陣織の綾業は、そのむかし、大陸の生絲を輸入して、それに依存していた事例もあるごとく（註一）京都附近一帯の養蠶業では、その原料生絲をまかないきれず、遠く、美濃、信濃の製絲業に依存し、この地帯よりの「登せ絲」（註二）を原料としていたのである。

（註一）「京都西陣織物の原料は大部分之を輸入白絲に仰ぐとするも、其他の地方に需要する生絲は大部分之を和絲に仰ぎ、ことに、貞享二年白絲輸入制限以後は西陣に於ても和絲使用増加す」（信濃蠶絲業史下巻一七頁）

（註二）信州絲の名は高く文政二年に至り生絲の品位を上中下の三等に區別し大機中機小機等の名稱を附し西陣に移出するに至れり。世俗往々生絲を「のぼせ」と稱するは其の名稱の起原が飯田地方にありたるにせよ或は上田地方にありたるにせよ、此當時の上方と稱せられる西京西陣へ登せたるより起れることは誤りなきが如し、かくて生絲を「登せ絲」といい、製絲を「のぼせ」とする」というに至る（前掲書一九頁）

このように、美濃、信濃の製絲業は、他の養蠶地帯とはことなり、その生絲の需要先が遠くはなれておる。需要先が近ければ、少量の生絲でも取引の對象となりうるが、需要先が遠くはなれておれば、運搬その他において相當の荷量が必要となる。養蠶と製絲の分離しない小さい家内工業ではこの必要に應じきれない。このことは信濃（或は美濃）において、他の地方にさきがけて、製絲業が企業としてあらわれはじめたことをものがたる。「古來副業として行い來れる養蠶業が殆んど本来にまで發達し、生活を斯業に托する者大部分を占むるに至」つたのである。（註）

（註）「信濃において製絲が企業として行われたる記録は元禄六年飯田に於て美濃より工女八人を聘して絲取りを初めたるを初とし、寶曆年間には伊那郡各地を始め木曾地方にも絲を産出し、享和年中には諏訪地方に登せ絲を業とせる者出、文化に至りては各地に製絲を營む者出したる記録あり」（信濃蠶絲業史一七頁）

生絲の海外輸出による需要の増加は、同時に生絲生産に必要な機械を輸入し、從來の手工業的な生産から器械製絲による大量生産にうつつてゆく契機をあたえる。しかし、この器械製絲の導入は、その受けいれる側において、生絲

十人繰以上の器械製絲工場の分布（明治十二年）

府縣名	工場數	府縣名	工場數	府縣名	工場數
長野	358	静岡	4	福岡	2
岐阜	143	岡山	4	鹿児島	2
山梨	80	熊本	4	京都	1
群馬	11	埼玉	3	栃木	1
山形	11	東京	2	千葉	1
福島	10	兵庫	2	新潟	1
愛知	6	三重	2	高知	1
石川	6	滋賀	2	大分	1
神奈川	4	岩手	2	計	656

（日本蠶絲業史八三頁による）

生産が一定の段階にまですすんでおることが必要である。養蠶と製絲かいまた分離せず、製絲の過程が養蠶に附随するような生絲生産の段階では、器械製絲の導入は容易ではない。長野縣に、いち早く器械製絲が普及し、製絲も王國をきずきあげたのは、さきにのべたように、長野縣の生絲生産が企画的に獨立し、器械製絲をうけいれる素地が、他の府縣より成熟していたからであると思う。

明治の初期に東京築地に、スイス人ミュラーを雇い入れて伊太利式の製絲所をつくり、また、群馬縣の富岡に、佛

人ブリュナを雇い入れてフランス式の模範製絲所をつくつて、いくたの技術者を養成し、器械製絲の普及に政府はつとめたのであるが、その結果は、その模範製絲所の所在地には、器械製絲は普及せず、それとびこして、信州とくに南信地方に器械製絲は普及してゐるのである。たとえば、明治十二年における十人繰以上の器械製絲工場は、上表にみるように、長野縣及びそれに隣する岐阜縣が最高で、しかも、他府縣をはるかにしのいでゐる。

このことは、明治初年にいたるまでの生絲生産の發達の段階が、長野及び岐阜等では、京都の西陣織を需要先とする「のべせ絲」の生産によつて、他府縣よりはるかに高い段階にあり、養蠶と製絲がある程度分離して、製絲の企画的な存在が器械製絲をうけいれるところまですすんでいたとみることができる。

□ 組合製絲の誕生

組合製絲の初期のかたちは、後年のそれにみられるように生絲の製造から

販賣にいたる全行程をふくむ組合製絲ではなくして、むしろ後者の販賣行程に主力をおく生絲販賣組合にすぎなかつた。そして、これら組合の結成の動機は、海外生絲市場に應ずる製品の統一、荷口の大量化にあつたのである。したがつて生絲の品質を統一するために、製品の揚返しを共同に行うこと、荷口を一定の數量にまとめるために、それを共同販賣するということが、一様にみられるところのその目的であつた。

組合製絲の初期のかたち並にその目的は、以上のようなところにあつた。したがつて、かかる組合製絲は、養蠶と製絲の分離しない養蠶農民の副業製絲家にも、また養蠶から分離しつつある手工業製絲家にも、さらに企業的に獨立した機械製絲家でも、小規模で獨立して生産生絲の揚返しをなしえない、また荷口の大量化をはかりえないものにも、すべて同じようにその必要をみとめられたのである。生絲の海外輸出に刺戟されて設立された組合製絲の初期のかたちは製絲業のこの必要からうまれてたものである。

移者の手工業製絲家および小規模の機械製絲家で、生絲の共同揚返し、共同販賣を目的として組合をつくつたものに、長野縣の開明社、東行社、俊明社、改良社、純水館、山梨縣の草薙社、金鳳社、廣盛社、群馬縣の交水社等をあげることができる。長野の開明社は、かの有名な片倉兼太郎氏が尾澤金左衛門、林倉太郎等十五名で共同して設立した組合で、組合製絲のなかに、これをもちこむことは、いろいろの疑念があるが、その組合の目的は自己の工場で製絲した生絲を共同で揚返しをなし、これを共同で販賣するというのがその目的であつた。

このように、中小製絲家の組合は、その製絲業が資本家的に發展し大規模化するにしたがつて、生絲の揚返し場を自己の製絲工場に附屬せしめて共同揚返しの必要がなくなり、また共同荷造り共同販賣の必要がなくなつて、明治の中期にはほとんどすべてが解消してしまふのである。ただ前者の養蠶と製絲の分離しない養蠶農民の座繰製絲が、つ

よく組合製絲にむすびつき、その後、蠶絲業の發展とともに、養蠶農民の共同機械製絲工場として存続發展するにいたるのである。したがつて、群馬縣のいわゆる南三社、あるいは神奈川縣の漸進社等が組合製絲としてその後ながく存続し、南三社のごときは組合製絲の鼻祖と稱せられるにいたつてゐる。養蠶縣として群馬縣とならび稱せられる長野縣においては、製絲企業の發展のため、初期のかたちの組合製絲はことごとく崩潰して、のちにものべるように明治三十年代にはその影を消してしまふ。その後、はるかちになつて（大正年代）、新しく組合製絲がうまれてくるのであるが、そのかたち並に目的において、明治の初期、生絲の海外輸出にともなう製絲業の必要からうまれてた群馬縣の組合製絲とは、およそそのおもむきをことにするものである。

三、組合製絲と養蠶業の關係

（一）上州の南三社

群馬縣の組合製絲は、さきにみてきたように養蠶農民の副業製絲を主體にしてつくられ、その後、製絲器械を組合にとりいれて、いわゆる組合製絲に成長するものであるが、その代表的のものは、所謂「上州の南三社」である。この南三社とは、同縣碓氷郡に設置された碓氷社と北甘樂郡の甘樂社とこの甘樂社から分離獨立した下仁田社の三社を總稱したものである。

碓氷社は、南三社中もつともはやく設立されたものであつて（明治十一年五月）、正しくは「碓氷座繰精絲社」といわれるべきものである。同組合の發祥の地、すなわち「碓氷郡磯部地方は古來より座繰製絲を副業とし、自己の産蠶を以て捏造絲に製し物産として、桐生地方の機業家にその原料生絲を供給」していた。皆自己の信用を重んじ勉めて精

良なる生絲を販賣するを目的とし、その生絲は精良品であつた。生絲の海外輸出とともに、「價格騰貴し頗る有利の事業となりしを以て製造高非常に増加せると同時に製造は勿論取引上にも種々なる悪弊を生じ、絲價も比較的下落の傾向を示し、製絲家も損益相償わすして失利の結果倒産家を見る」にいたつたと。當時この地方の有志者は種々奔走して、製品の上、販賣の合理化についてその對策をねり、小規模の共同販賣組織を結成したが、この碓水社のおこりである。その後、同郡の各町村に同じ組織を普及し、それ等を連合して生絲販賣の一大組織をつくつたのが「碓水座線精絲社」である。この地方の有志者のうちには、同地方の大生絲商もあり、横濱の生絲市場と深い連絡があつたことが記録されている。

甘樂社は、その後二年おくれで明治十三年五月設立されたものである。しかし、この地方は、すでに「部落集合して製絲、繰返し工場を設け彼我相替めて製絲に粗濫の弊なからしめ以て品位を齊一にし販路の滯滞を避けんことを謀り各町村に繰返し工場起り大に製絲改良の端緒を開」いていたものである。「然れども未だ團體小にして其の運用を充分ならしむること能わざりしが」たまたま横濱の旅館で四・五の繰返し工場の代表者が會合した際、各自の工場の生絲を別々に販賣することの不利をはなしあい、各工場が連合して販賣する組織の計畫をたて、丁度三井物産の磯清五郎氏の支援もえて、これら繰返し工場の連合組織をつくつた。これが「北甘樂製絲會社」である。明治二八年その名稱をかえて甘樂社とした。設立當時あつまつた繰返し工場は一三で、碓水社のように、設立後他町村によびかけて共同繰返し工場を普及したのとは、その成立事情がいささかことなつてゐる。

下仁田社はこの甘樂社の下仁田支所に屬する二三組合が分離脱退して獨立したものである。從來、甘樂社は本社を富岡町におき、支社を下仁田町においていたが、下仁田地方は本社の管轄する區域とは地勢を全くことにし、かつ交

通不便の當時としては生絲の運搬、資金の取引等に圓滑をかく場合が多く、その結果、双方の主腦者の間に意志、感情のもつれがおこつて、ついに明治二五年、甘樂社より獨立して下仁田社をつくつたのである。

(註) 以上「」内は上毛産業組合史による。

これら座繰製絲を中心とする南三社の協同組合的な性格をしるために、碓水社の定款とでもいわれるその約定書の概要をのべると次の通りである。

- (1) 自家養飼の繭を合せ、良絲を製造し一手販賣を行つて完全の利益を收むることをその目的とす。
- (2) 社員十名を一組とし、一組一名の世話役を置き、正副頭取はその互選とす。この役員は繭の集合、女工への分配、生絲精製等の全任務をつくす。

- (3) 社員は各必ず女工一名を差出すこと。又社員は株金二十圓(一株)を出資し、限度は百株をこゆるをえない。
- (4) 自製繭を會社に差出し、女工は配當せられたる繭を以て製絲することとし、賃銀を給與する。

- (5) 自製繭にて不足の場合は臨機原料繭を購入し、製絲販賣すること。

このような組織をもつ南三社は、その後、その所屬組合を群馬縣のみにかぎらず、明治二三年以來その區域を擴張して縣外にものびていつた。たとえば、碓水社では、群馬縣ざかいで、しかも、座繰製絲がさかんな上田地方に、その手をのばして所屬組合をつくり、さらに、埼玉、千葉、茨城、東京、福島、靜岡、秋田、鳥取にまで及び、甘樂社では、埼玉はもちろん栃木、千葉、福島、秋田、さらにのびて岡山にいたり、下仁田社は、長野、新潟、岩手にまたがつている。この南三社の府縣別所屬組合數をみると次のとおりである。

南三社府縣別所屬組合數

府縣別	確 永 社	甘 樂 社	下仁田社
群馬	120	72	46
長野	3	-	19
山梨	35	35	-
石川	-	13	-
富山	12	-	-
福井	-	7	-
山崎	-	-	-
越前	7	2	-
加賀	2	1	-
福野	-	-	5
新井	1	-	-
島田	1	-	-
岡	-	5	-

(明治40年現在、上毛産業組合史より集計す)

との法律關係從來明瞭ならず、業務上の不便支障はその後も益々頻出するのみならず、組員の權利義務に關する思想は急激に進歩して來たので……幾多の不便を感じ夫が爲實際の普及捗々しくなかつた」(同書二九頁)のである。

しかし明治三三年産業組合法の制定された當時、かかる組合製絲運動を産業組合のなかに包含せしめるという意圖はなかつたのである。たとえば、これはのちにものべるように、上州の組合製絲とはその系統をことにし、明治の終りごろから發達した長野縣上伊那の組合製絲の例であるが、この組合が産業組合法によつて認可された経緯は、よくそのことをものがたつてゐる。

(例)「明治三十七年時の長野縣知事關清英に産業組合法によつて製絲を行いたいという事を出願した所が、製絲業は大資本でなすべき事で組合等てなすべき事ではないというので不許可になつたが、關西方面の米の例をとつて等しく農家の生産した物でいざれも金額の高いものであるが、米の組合は許可されて關の方か許可されぬ理由はないというので色々陳情した結果本省へ出す事

生絲の海外輸出に刺戟せられて發生したこの上州の南三社は、その發祥の地たる群馬縣にその素地をつくつたのはもちろん、さきにもみたように、關東一圓さらに東北、北陸、中國へと、全國的にその組織がのびていつた。この組織が、このように充大であるにもかかわらず、そのよるべき法律の根據がなく、したがつて、その權利義務の歸屬關係があきらかでなく、租税等の關係で不利な立場にたたされてゐた。「上毛産業組合史」の記するところによると、南三社は「本社と社員

になり、本省へ出したが矢張り却下された。しかし尙陳情した結果本省から齋藤万吉博士が調査に来て全く組合で引く繭は組合員の生産した物である事が明瞭となり、三十八年一月漸く認可となつた（信濃製絲業史による）

南三社系統の組合製絲は、長野縣のそれとはことなり、共同揚返し、共同販賣の組合であるから、はやくから産業組合の事実としてその適格を認められていたが、その組織が複雑で、これを産業組合にうけいれる方法がなかつたのである。南三社の組織は、村毎に數十戸のものがあつまつて組をつくり、それが一つの經濟單位としての責任關係をつくり、これらがさらに、本社をつくつて生絲の共同販賣をするという組織である。連合會制度のなかつた當時の産業組合法としては、これをうけいれるみちがなかつた。明治三十八年五月十日より三日間東京でひらかれた第一回の全國産業組合役員協議會においても、これらの情勢から産業組合法の改正の準備をすすめ、明治三十九年の議會に、第一次産業組合法の改正法律案を提出するにいたつた。しかし、このときの改正はまだ連合會制度をみとめるというところまではゆかず、總會のかわりに總代會をみとめるという改正にすぎなかつた。南三社としては、産業組合法によるうとしても、なお本社と所屬組合の法律關係がきらかにならず、産業組合への改組の問題は困難であつた。その後、三年をへた明治四二年に第二次の産業組合法改正がおこなわれて、連合會制度がみとめられ、ここにはじめて、南三社の産業組合組織へのうつりかわりが實現したのである。この産業組合法の改正によつて連合會制度をみとむるにいたつたその動機は、この南三社の産業組合改組の實現のためであつた。

群馬縣における産業組合は、この法律改正後、すなわち明治四二・三年を劃期として、急激にその組合數が増加している。しかも、次の表にみられるように、このときを劃して、その責任組織において有限責任の組合が増加しているのがその特徴である。明治四一年には有限責任組合は四一組合にすぎなかつたものが、明治四三年には三三五、同四四年には三五七と増加している。これは、南三社の改組による組合製絲の産業組合が、これまでの産業組合とはこ

となり、その責任組織において有限責任をとりいれたことをしめすものである。

このことは、無限責任組織を原則とするドイツのライプアイゼン式協同組合のかたをとりいれたわが産業組合法が、ジュルツェ式の協同組合に轉化せんとする契機を、この組合製絲か産業組合運動にあたえたものであるといふことができる。

(二) 信州の組合製絲

長野縣の組合製絲は、その初期のかたちである共同揚返、共同販賣の組合としては、明治の初年相當敷設立されたことは既にのべたとおりである。それらの組合の構成員は、群馬縣のそれとはことなり、養蠶と製絲と分離した小規模の製絲家の組合であるか、またはこの獨立した製絲家のほかに、養蠶と製絲の分離していない座繰製絲家をふくめた組合製絲であつた。たとえば、須坂町にあつた東行社は、明治八年座繰製絲家と機械製絲家との共同してつくつた組合であるが、その後、兩者の利害關係が對立して分裂したのは明治一三年である。しかも、長野縣は群馬縣とくらべて、器械製絲の導入がはるかに急速で、かの有名な平野村だけでも、明治十年には器械製絲工場三〇ヶ所四五釜におよび、翌一年には五七ヶ所九四〇釜と一ヶ年の間に倍加し「以後數年をへないうち

責任組織別産業組合數累年比較(群馬縣下における)

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計
明治 37	15	20	1	36
38	26	21	1	48
39	51	41	1	93
40	61	38	1	100
41	41	45	1	87
42	77	48	1	126
43	335	70	1	406
44	357	78	2	437
大正 1	391	54	2	447

(「上毛産業組合史」414頁による)

座繰製絲はその跡をたつに至つた」(日本製絲業史五八頁) ような情勢であつた。

このような器械製絲家の勃興は、製絲企業の資本家的な発展をもたらし、從來、小規模製絲家のつくつていたところの初期の組合製絲のかたちは、急速にくずれさり、また座繰製絲家の組合および養蠶農家の副業製絲も整理されて、これらのものによる、上州南三社のごとき組合製絲はその成立する條件をうしなつたのである。したがつて、長野縣は、群馬縣とならび稱せられる養蠶縣でありながら、明治の中期には組合製絲のすがたを見いだしえない。たとえ、次の表てみられるように、明治三十一年における農商務省の生絲販賣組合の調査では、長野縣には一組合もその名前をあらわしていない。

生絲販賣組合府縣別分布状況（明治三十一年現在）

十九組合	群馬
九組合	山形
四組合	山梨
二組合	千葉・岐阜・富山
一組合	京都・宮城・岡山・高知・宮崎

（註）右は農商務省調査より奥谷松治氏の作成されたもの（同氏著「日本協同組合史」三六頁）による。

このような蠶絲業の狀態にあつた長野縣において、その後組合製絲が設立しはじめたのは、のちにものべるようにに器械製絲が縣下にあまねく普及し、長野縣の養蠶業が劃期的な發展をなした明治三十年代以後のことである。このさきがけをなすものは、後年に組合製絲として全國に名聲をはせた龍水社の前身とでもいわれる上伊那生絲販賣組合である。本組合は、明治三十一年同郡東春近村の飯島國俊氏なる者が地方有志者とはかつて「自分のとつた蠶を自分で絲にし様という」目的で三〇釜の製絲器械を合資組織で設備したのはじまる。同氏の談によると「蠶の出盛りを過ぎれば買人が来ない。そこへついで仲買が買叩きをする。いくら安くても賣るという事になる。そこで明治三〇年

の冬あたりから合資組織で自分のとつた繭を自分で繅にし様という談がおこつた。明治三十一年に三〇釜の設備をして始めて製絲にとりかかり「資金等の問題でいろいろ苦心したが一絲況がよく組合員も追々にふえ翌三十二年には市場に賣るより一貫目に付一圓宛高うれた。三三年には供繭が増加して繭が餘るといふ様なわけて漸く前途の見込みもつく様になつた。創立當時の役員は理事四名監事三名で八ヶ村に跨つて四十四人の組合員があつた」と。

これが、その後農林技師齋藤万吉博士の調査の結果、産業組合法による組合製絲として認可されるにいたつたのであるが、その事情はさきにのべたように明治三十八年一月である。當時伊那郡は交通不便のため繭の處理にこまり、飯島氏の談にもあるごとく、繭仲買人に買叩きされることが多く、これがため各自の産繭を有利に處理することを目的として組合製絲の設立をはかつたのである。しかし、それは、この上伊那生絲販賣組合の系統をひく龍水社でもその組織が確立したのは大正三年である。伊那社（大正九年設立）、龍上社（昭和五年設立）、中信社（昭和五年設立）にいたつては、はるかその後に設立されたものである。

四、養蠶業發展の速度と組合製絲

那須皓博士は「本邦土地利用の研究」において、群馬縣の利根川流域より神奈川縣北部にいたる養蠶地帯と、長野縣の信濃川流域、天龍川流域の地帯とを比較研究されて「長野縣に於ては水田五〇%以上の諸村も相當あつて、二〇%以下の諸村は非常に少い。之に反して、關東の桑園地帯に於ては、水田の殆んど零なる地方が甚多」とされ、關東には「水田經營と養蠶經營とは地域的に分離しているものの如くてあり、長野縣にては兩者が同一經營に於て或程度まで依存關係にあるものの如くてある。之を端的に云えば、信州の養蠶地方は同時に水田地方でもある。」（同博士編「本邦

土地利用の研究」(一五八頁)と結論されている。

このように、群馬縣を中心とする關東地方の養蠶は畑作地帯の養蠶であり、これに反し、長野縣の養蠶は水田地帯の養蠶である。水稻作と比較して養蠶が有利な蠶絲業發展期には、水稻作を犠牲にして養蠶業が發展する。長野縣における養蠶業は、かかる事情のもとに發展したものである。たとえば、長野縣下伊那郡上郷村の原六右衛門(註)なる者が「田水利悪しくして常に挿秧の期後に水論絶えざりし上收穫全きを得ること能わす：四反歩の田を桑園に變して利益を示せしかば、同地方の他の人々も之に倣いて桑園となせり」また「開港以後養蠶利多き爲上田を潰して桑樹を栽培するに至れり」(信濃蠶絲業史二六頁)のごとく、長野縣の養蠶業は、群馬縣を中心とする關東地方のそれとくらべてことなつた事情をもつものである。したがつて養蠶業の有利なその發展期においては、その發展の速度は他にくらべてまことにいちぢるしい。

(註) 原六右衛門氏が當時の桑園一反歩と水田一反歩との利益を比較されたものが記録にのこつてゐる。その計數そのものは概算で意味はすくないが、明治初期における長野縣の養蠶熱をうかがう資料として參考までにかゝけておく。

水田 收入		桑園 收入	
米一反歩收穫	二二 ^十	桑	四二八 ^四
、(米一俵(四十入)五・五〇)		(繭一貫目)	四・五〇 ^四
同上代金	三〇 ^{二五}	春 繭	一八・八 ^五
		夏 繭	一六二
		上 繭	一・五
		中 繭	一・一
		下 繭	五・一
		繭 繭	七二・九〇 ^四
		繭 繭	二・七〇
		繭 繭	二・二〇

差引 六五二五 養蠶に利あり

上 四一 一六〇〇
中 玉 一 一七〇
合計代金 九五・五〇

このような養蠶業の發展速度は、桑園面積の増加率にあらわれてくる。いま、長野・群馬兩縣の桑園面積の増加状況を比較すると次のとおりである。

長野・群馬兩縣における桑園面積の年次別比較表

		長野縣		群馬縣	
		面積	率	面積	率
明治	15	9,972	100	15,241	100
〃	24	22,137	222	17,736	116
〃	34	27,933	280	25,402	167
〃	44	44,820	450	34,020	223
大正	7	51,533	517	36,203	238

備考 長野縣の桑園面積は信濃蠶絲業史より、群馬縣のそれは群馬縣蠶絲業沿革調査書及農商務省統計表より採録

この表によれば、明治一五年代には桑園面積は、長野縣において九、九七二町歩であるにもかかわらず、群馬縣はそれをはるかにこして一五、二四一町歩であつた。それが、その後逆轉して長野縣は群馬縣をいこして明治二四年には長野縣二二、一三七町歩、群馬縣一七、七三六町歩、明治三四年には長野縣二七、九三三町歩、群馬縣二五、四〇二町歩、その後、ひきつづいて長野縣の桑園面積は群馬縣をひきはなして増勢をたもつていく。群馬縣は「本縣の如きは古來養蠶の業ありしを以て其の擴張し得べき部分には悉く其の手段を盡し」全國に於ける増加に比すれば少く増加の少き感あり（群馬縣蠶絲業沿革調査書四三頁）といふことができる。

その製絲企業においても、前者は資本家的經營として發展し、後者は協同組合經營として殘存せしめられるという結果

果をうんだ。

協同組合のうちでも、組合製絲は商業的農業を基盤とする進歩的な協同組合である。日本の協同組合史においても特異なる存在である。それにもかかわらず、そのよつてもつて立つところの商業的農業であるところの養蠶業においても、躍進的な養蠶業ではなく、停滞的な養蠶業であつた。このことは、協同組合企業の性格が資本主義經濟機構のもとにおいては、生産力を代表する發展的なものでなく、どうしても受身の存在であるということを物語るものであろう。

(研究員)